

回数 〔年度〕	問 題
第76回 〔令和8年度〕	問1 (15点) 次の(1)～(5)の問に答えなさい。 (1) 酒税法における「発泡酒」について、定義を述べなさい。 (2) 酒税法第30条の6第1項《納期限の延長》において、酒類製造者が、酒税法第30条の2第1項又は第2項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合に、納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、要件を満たしたときは、当該税務署長は、酒税の納期限を延長することができる」と規定されている。 この規定に基づき、当該税務署長が行うことができる措置について、述べなさい。 (3) 租税特別措置法第87条の6《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の趣旨について、述べなさい。 (4) 酒税法第9条第1項《酒類の販売業免許》に規定する酒類の販売業免許を受けた酒類販売業者が一定の事由に該当した場合、税務署長はその免許を取り消すことができる」とされている。その一定の事由について、3つ述べなさい。 (5) 酒税法第44条第1項《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》において、原料用酒類の移出の禁止の規定が設けられている。 当該規定が設けられている趣旨について、述べなさい。 問2 (15点) 酒税法第28条第1項《未納税移出》において、酒類製造者が一定の条件を満たして移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除すると規定されている。 当該規定が設けられている趣旨を述べるとともに、一定の条件（適用要件）について、5つ述べなさい。